

保育を必要としている事由を証明する書類について

保育の必要を証明する書類については、就労・出産・介護等により家庭で保育できない児童を対象としています。そのため、保育園を利用していただくにあたり、保育を必要とする証明書類を入所申込書に添付していただいております。

証明が必要になる方は、乳幼児の保護者です。証明に使う書類は下記のとおりですので、入所申込書と併せてご提出ください。

保育を必要としている状況と必要な書類一覧

両親の状況	必要書類	
1 就労している（したい）場合 （月40時間以上） ・雇用されている方（内職含む） ・自営業、農業に従事している方 ・求職中の方	保 育 を 必 要 と し て い る 事 由 を 証 明 す る 書 類	就労（内定）証明書 （就労している事業所で、農業されている証明は民生委員さんにもらってください。） 求職証明書
2 出産を控えている場合（産前産後8週間） （妊娠中であるか出産後間がない）		母子手帳の写（予定日が確認できる部分）
3 通院・入院している場合		通院（入院）証明書 ※特定疾患の受給者証の写でも可
4 障害があり保育できない場合		障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳等の写（障害の程度が確認できる部分）
5 家族の介護にあたる場合		・介護される方の 通院（入院）証明書または 障害者手帳・介護保険証（認定済）等の写
6 その他 ・学生の場合 ・職業訓練を受ける場合 ・災害に見舞われた場合		学生証の写または在学を証明できる書類 職業訓練を受けることを証する書類 被災証明書

※上記のどれにも該当しない場合もしくは判断できない場合は、
大台町教育委員会事務局 子ども教育課へお問い合わせください。

TEL：0598-82-3793